



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年10月30日 No.141

特別措置における一時金の 支給額の算出方法の改善を求める！

「賃金制度等の改正について」(旅費制度の改正)に関する第二次申し入れ

東日本ユニオンは、6月4日に申第28号(2018年度)「賃金制度等の改正について」(旅費制度の改正)に関する申し入れの団体交渉を行い、旅費制度を改正する目的として、日当及び宿泊諸雑費を廃止し、業務上必要な経費が発生した場合は実費を支給することで一定の認識一致を図ってきました。

しかし、特別措置における一時金支給額の算出において、不公平が生じることから改善を求める声が組合員から寄せられました。このことから経営側に対し、申第13号「賃金制度等の開催について」(旅費制度の改正)に関する第二次申し入れを行いました。

申第28号(2018年度)団体交渉における 一時金についての説明内容

■一時金を一括支給する根拠は？

→ 一部の社員の手元に残っていた実態もあったため

■どのように把握をしたのか？

→ 直接聞き取りなどをして把握をしたわけではない

■一時金の支給基礎額の算出方法は？

→ 業務連絡旅費、常例用務旅費、職務旅費、各々の1ヶ月平均を算出する

【申し入れ項目】

1. 日当等の廃止に伴う特別措置について次の通りとすること。

(1) 平成29年4月から令和2年3月の間に休職した社員については、日当等の支給実績があった月数で1箇月平均の支給額を算出すること。

(2) 平成29年4月から令和2年3月の間に休職から復職した社員について日当等の支給実績があった月数で1箇月平均の支給額を算出すること。